



建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について（通知）（その2）

技術基準の種類: 環境建設副産物
通知日: 平成13年 8 月 1 日

3 . 計画・管理

3 . 1 管理体制と役割

排出事業者は、建設廃棄物を適正かつ計画的に処理するために、本社、支店、作業所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にし、社内管理体制を整備する。

（解 説）

（1）社内管理体制の整備

廃棄物の適正処理を行うためには、それを推進するための組織・機構が必要である。

このため、排出事業者の本社、支店、作業所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にし、社内管理体制を整備する。なお、社内管理体制の整備は、排出事業者の規模に応じ適正なものとする。

（2）本社・支店・作業所（現場）等の責務と役割

排出事業者の本社・支店・作業所（現場）等における責務と役割の例を以下に示す。

また、廃棄物管理のフローの例を図3 - 1、図3 - 2に示す。

排出事業者の規模によってはこの例は参考にしがたい場合もあるが、排出事業者の規模に応じて、廃棄物の適正処理のための責任体制を明確にすること。

本社・支店・作業所（現場）等の責務と役割（例）

1）本社は、廃棄物対策の方針を定め統括指導を行う。このため、以下の業務を行う。

- ① 基本方針の決定
- ② 管理組織の整備
- ③ 管理規定・処理マニュアルの整備
- ④ 教育・啓発
- ⑤ 法令、行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 処理実績の把握

2）支店は、廃棄物処理総括責任者を定めるとともに、廃棄物処理に関する支店方針を定め、作業所（現場）指導、下請業者の指導・育成、処理委託等に関し以下の業務を行う。

- ① 支店方針の決定
- ② 職員・下請業者の教育、啓発
- ③ 処理業者・再資源化施設の調査、選定
- ④ 委託基本契約の締結
- ⑤ 作業所（現場）実務の支援、指導
- ⑥ 処理実績の集計、記録の保存

3）作業所（現場）は、廃棄物処理責任者を定め、建設廃棄物の適正処理のため以下の業務を行う。

- ① 作業所（現場）方針の策定
- ② 廃棄物処理計画の策定
- ③ 委託契約の契約
- ④ マニフェストの交付・管理又は電子マニフェストの登録
- ⑤ 処理業者の監督
- ⑥ 処理状況の確認
- ⑦ 処理実績の記録、支店への報告
- ⑧ 下請業者の監督・指導

排出事業者は、廃棄物の適正な管理及び再生利用等による減量化の目標設定などのために作業所における処理実績を把握することが大切である。また、排出事業者は、廃棄物処理の記録とその保存ルールを定める必要がある。

処理の記録と保存方法の例を以下に示す。

- ・ 作業所（現場）の廃棄物処理責任者は、建設廃棄物の処理実績を記した報告書を月ごとに作成し、支店の廃棄物処理総括責任者は、作業所（現場）から送付された建設廃棄物実績報告に基づき月々の処理実績の集計を行う。
- ・ 処理実績、委託処理した場合における委託契約書等は、工事完了後5年間保存する。
- ・ マニフェストに関する記録を作成し、委託終了後、廃棄物処理法に基づきマニフェストの写しを5年間保存する。ただし、電子マニフェストを使用する場合、データの管理は情報処理センターが行うため電子マニフェストで登録したものについては保存は不要である。

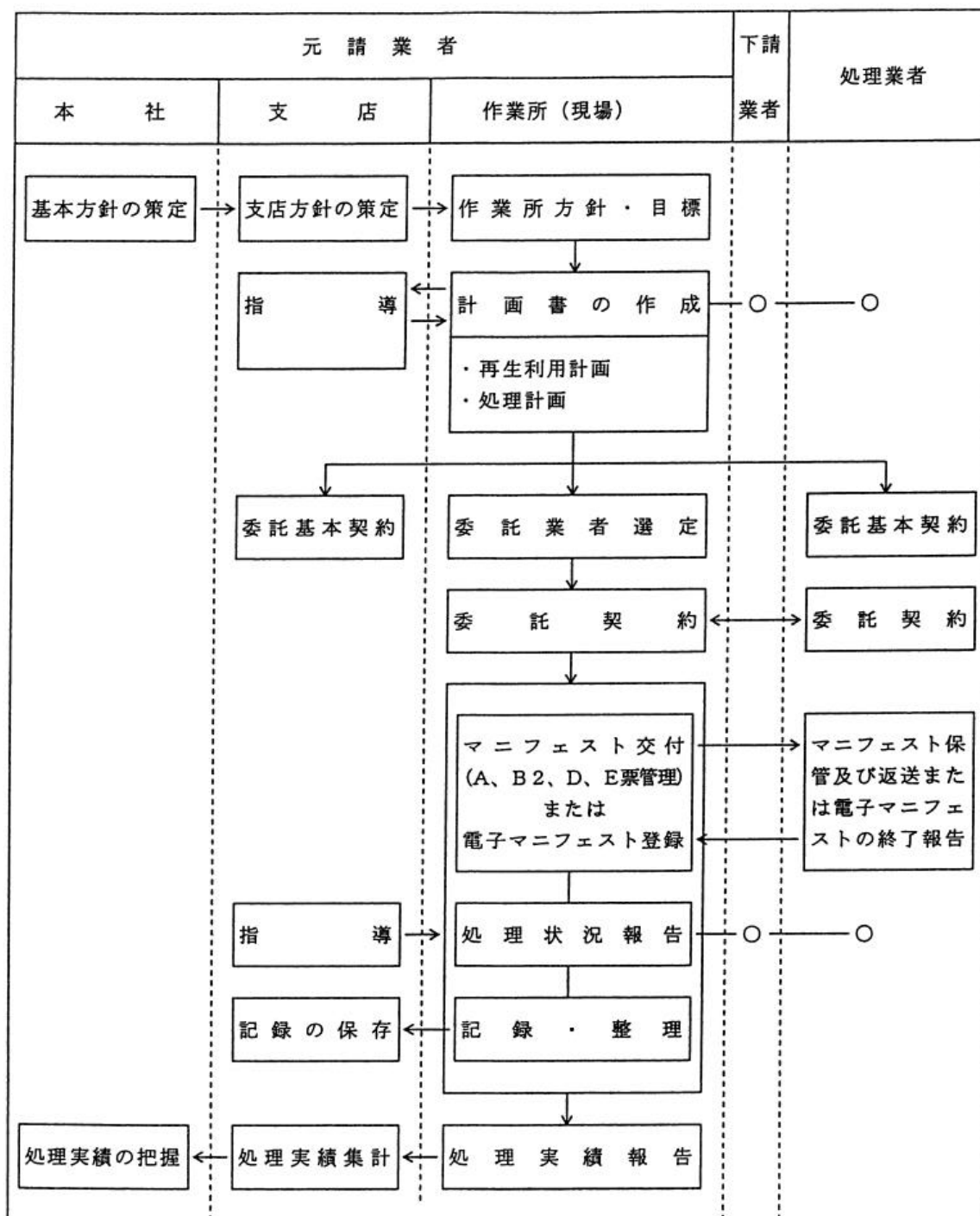


図 3-1 排出事業者における廃棄物管理フローの例（現場作業所のある場合）

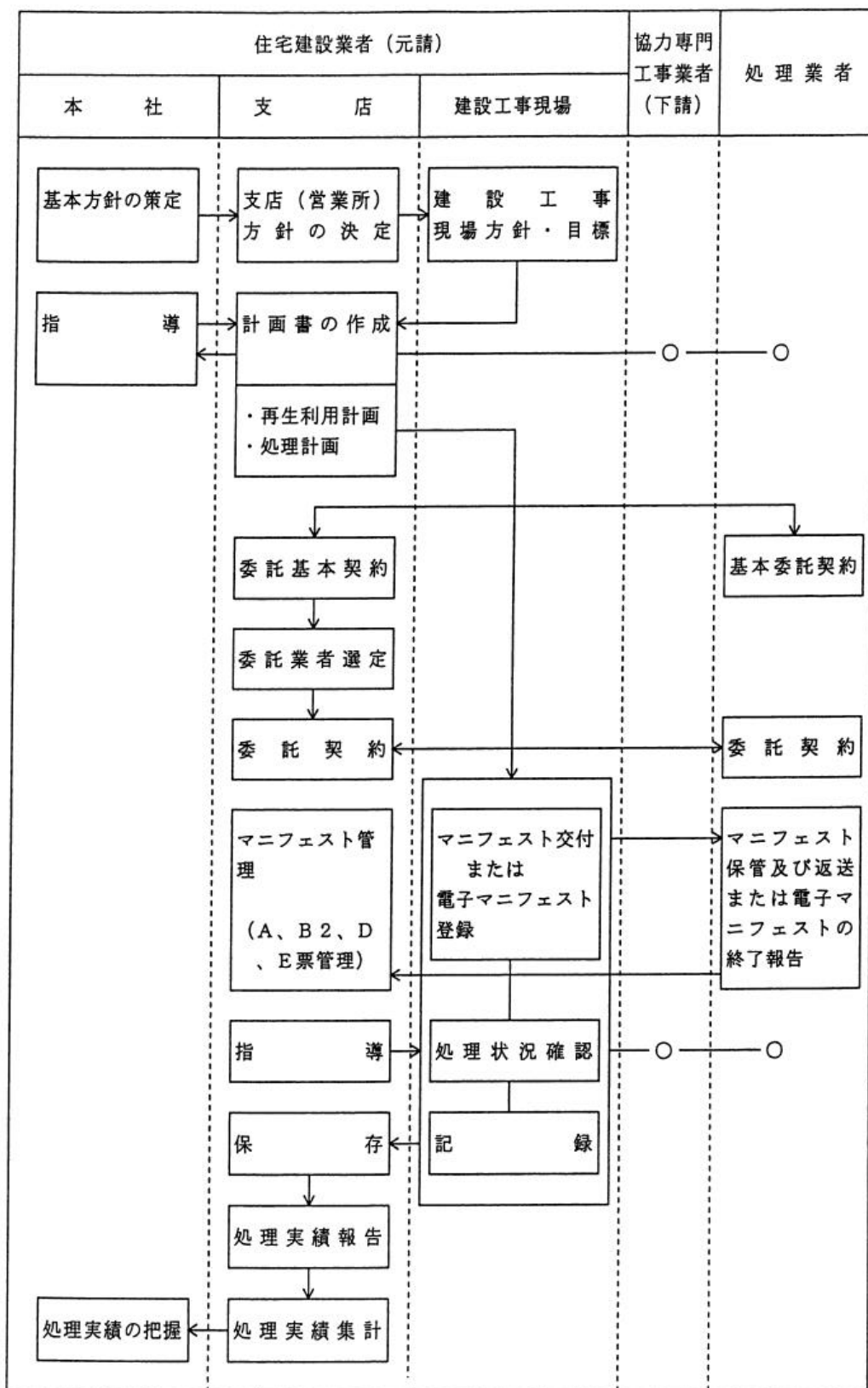


図 3-2 排出事業者における廃棄物管理フローの例（現場作業所がない場合）

3.2 支店又は営業所、作業所（現場）における計画・管理

- (1) 排出事業者は、建設廃棄物の最終処分量を減らし、建設廃棄物を適正に処理するため、施工計画時に発生抑制、再生利用等の減量化や処分方法並びに分別方法について具体的な処理計画を立てる。多量に産業廃棄物を生ずる業者は、処理計画を都道府県知事等に提出しなければならない。
- (2) 処理計画の作成に当たっては、次の点に留意する。
 - 当該工事に係る廃棄物の処理方針（作業所方針）を立てる。
 - 発注者及び処理業者と事前に十分打合せを行う。
 - 建設廃棄物の発生量を予測する。
 - 施工方法、資材を検討し、廃棄物の発生を抑制する。
 - 発生するものについては、できるだけ再生利用を図る。
 - 再生利用できない場合には、中間処理による減量化を検討する。
 - 廃棄物として処分するものについては、適正な保管・収集運搬・処分の方法を選定する。特に建設混合廃棄物を排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理型最終処分場において処理を行う。
 - 処理方法に応じた現場内での分別方法について検討する。
 - 処理を委託する場合には、委託する処理業者の許可内容等を確認する。
- (3) 施工中は、処理計画に従った処理が実行されるように、管理体制を整えて現場の運営に当たるとともに、下請業者等の関係者に周知する。
- (4) 多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画の実施状況を都道府県知事等に報告しなければならない。

（解 説）

(1) 処理計画

建設廃棄物は多種多様なものが含まれているが、工法の工夫により廃棄物の発生の抑制も可能であり、また、建設廃棄物を個別の種類ごとに見れば再生利用が可能なものも多い。このため、作業所（現場）の廃棄物処理責任者は、工事施工に際しては、発生抑制、再生利用等の減量化について十分に検討するとともに保管や収集運搬、埋め立て等の処分が適正に行われるように具体的な処理計画を立てることが重要である。

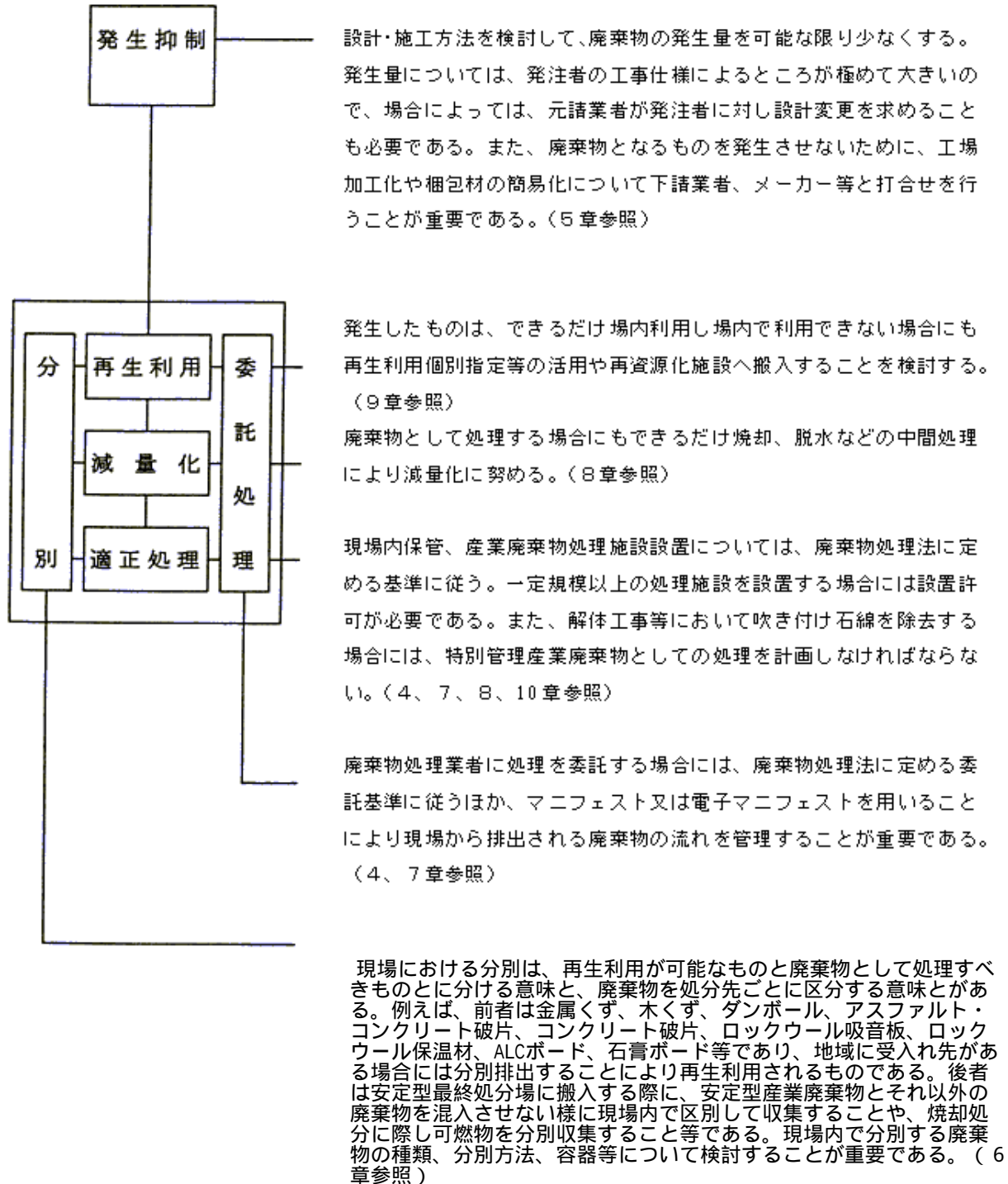
このためには、発生する廃棄物の性状、量を把握することが必要である。

なお、多量に廃棄物を生ずる事業者は、次のとおり、処理計画を作成しなければならない。

- 1) 市町村長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた事業者にあつては、当該一般廃棄物の減量に関する計画等を作成しなければならない。
- 2) 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン（特別管理産業廃棄物にあつては50トン）以上である事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画を作成し、当該年度の6月30日までに都道府県知事等に提出するとともに、翌年度の6月30日までにその計画の実施状況を報告しなければならない。

作業所（現場）における処理計画の考え方を以下に示す。

処理計画の考え方



（2）建設廃棄物の発生量の予測

建設廃棄物の発生量は、工事種類別の廃棄物発生量原単位などを参考とし、作業所（現場）の実情（用途、構造、規模等）を考慮して予測する。

1）建築工事における廃棄物

建築工事より発生する廃棄物は、建築物の用途別、構造別発生量の原単位に延床面積を乗じて予測する方法がある。

2）解体工事における廃棄物

解体工事より発生する廃棄物は、建築物の構造別発生量の原単位に除去面積を乗じて予測する方法がある。

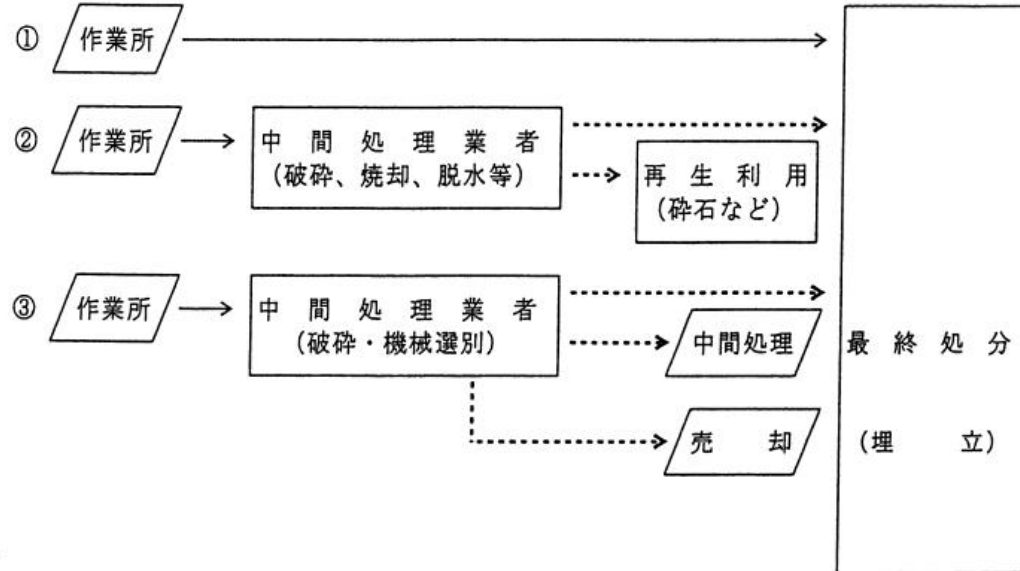
3）建設汚泥

基礎工事等から発生する建設汚泥については、設計図書、地盤調査、施工方法等により建設汚泥の量を予測する。

(3) 処理方法の選定

廃棄物の処理に際しては、適切な処理が行われるよう発生する廃棄物の量・性状、作業所（現場）の立地条件、地域の廃棄物処理施設の設置状況等を把握した上で、処理方法を選定し、その処分方法、処分先に応じて、作業所（現場）において、適切に分別するよう処理計画をたてることが大切である。また、処理には排出事業者が自ら行う自己処理と処理業者に委託する委託処理がある。

次に、委託処理における処理形態を例示する。



作業所（現場）から直接、最終処分場へ運搬する場合。
場所打杭工事の廃泥水の脱水、解体コンクリートの破碎又は建設木くずの破碎、焼却等の処分を委託する場合。
破碎・機械選別による中間処理の許可を有する処理業者へ委託する場合。

図3-3 建設廃棄物の処理形態（例）

破碎、焼却等の中間処理施設は、それぞれ受け入れることのできる廃棄物の種類（許可品目）が定められている。したがって、例えば、破碎施設の許可、焼却施設の許可をともにもつ中間処理業者へ委託する場合でも、破碎施設、焼却施設それぞれの許可品目に区分したものを搬入する必要がある。また、建設混合廃棄物の中間処理を委託する場合には、選別設備を有する中間処理業者に委託し、再生利用、減量化に努める必要がある。

中間処理業者に委託処理する以前の形態として、収集運搬業者における積替・保管があるが、これは運搬車両を小型から大型へと変更するなどの輸送効率の向上を目的とした行為であり、現場と処理施設の位置関係等によってはありうるものである。

しかし、収集運搬業者による積替・保管において、安易な有価物等の抜き取りが行われている場合があり、このことは廃棄物の処理の流れを不明確とするなどの指摘もある。

このため、排出事業者は、処理業者に委託する場合には、作業所（現場）での分別を徹底し積替・保管段階での抜き取りを不要とするか、または、処理業者に処理作業を具体的に指示し委託することが重要である。

(4) 処理計画の作成

作業所（現場）において策定すべき処理計画は、廃棄物処理計画書として文書化することが望ましい。廃棄物処理計画書に記載する項目を次に例示する。

1) 廃棄物処理計画書

イ．工事概要

工事名称、工事場所、工期

発注者名、設計者名、作業所長名、廃棄物処理責任者名

工事数量

解体工事、基礎工事等の請負業者名

ロ．建設廃棄物の種類・発生量とその分別、保管、収集運搬、再生利用、中間処理、最終処分の方法等

ハ．再生利用する廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、利用のために中間処理が必要な場合はその方法、施工方法等

二．他の排出事業者が排出する廃棄物を建設資材として再生利用する場合には、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法

ホ．委託処理

収集運搬業者（積替・保管を含む。）の許可番号、事業の範囲、許可期限等

中間処理業者、最終処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等

処分施設の現地確認方法

- へ．添付書類
産業廃棄物処理委託契約書
処理業者の許可証（写し）

なお、再生資源の利用の促進に関する法律においては、一定規模以上の工事について再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成するとともに、実施状況を把握して、工事完成後１年間保存することが義務付けられているので留意すること。

- （５）作業所（現場）の運営
作業所（現場）において処理計画に沿った処理を実行するためには、関係者の理解と協力が必要である。また、下請業者とは、十分に打合せを行う必要があり、新規の入場者教育や日々の打合せの際に、作業所（現場）の廃棄物処理方針を周知させるとともに、職長会などを活用した管理体制を整えることが重要である。

４．委託処理の際の手続き

４．１ 産業廃棄物の委託処理

- （１）排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に従い、収集運搬業者又は処分業者であって委託しようとする産業廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。
- （２）この場合、排出事業者は、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面により委託契約しなければならない。
- （３）排出事業者は処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェスト又は電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認しなければならない。
- （４）排出事業者は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、廃棄物が最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（解 説）

- （１）廃棄物処理法では、排出事業者が自らの責任において産業廃棄物を適正に処理することと定めており、その処理を他人に委託する場合には、収集運搬業者又は処分業者等に委託しなければならない。この際、許可証の以下の項目について、委託しようとする産業廃棄物の処理の業務をその事業の範囲に含んでいることを確認しなければならない。

業の区分

許可期限及び条件

産業廃棄物の種類・積替え又は保管の有無（収集運搬業のみ）

発生地と処分地の都道府県知事等の許可（収集運搬業のみ）

産業廃棄物の種類・処分の方法・施設的能力（処分業のみ）

このほか、処分業者について、実地調査や写真等により施設の状況を確認する。

- （２）排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者の委託契約は、それぞれ書面により行わなければならない。

また、委託契約書には以下の事項についての条項を含まなければならない。

廃棄物の種類・数量

処理業者の事業の範囲

運搬の最終目的地の所在地（収集運搬の委託）

処分（又は再生）場所の所在地、その方法及び施設の処理能力（処分の委託）

最終処分の場所の所在地、その方法及び施設の処理能力（中間処理の委託）

適正な処理のために必要な下記の情報の提供に関する事項

・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項

委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

収集運搬業者と処分業者が異なる場合、それぞれ相手の氏名又は名称

積替・保管施設経由の有無と施設所在地、保管できる廃棄物の種類（収集運搬の委託）

安定型産業廃棄物を委託する場合、積替・保管施設において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項（収集運搬で積替・保管施設を経由する場合の委託）

委託者が受託者に支払う料金

委託契約の有効期間

この他、以下の条項を盛り込むことが考えられる。

積替・保管施設を経由する場合、有価物回収の有無とその種類

積替・保管施設を経由する場合、区画の設定方法

支払方法

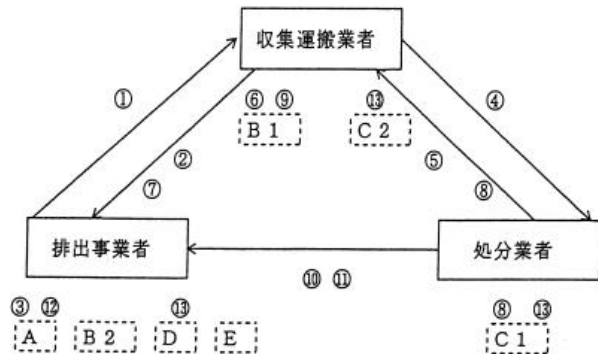
契約に違反した場合の措置

- 積替・保管施設を経由する場合、廃棄物の手選別等の許可
 なお、積替・保管施設を経由する場合、排出事業者は に関連して必要となる情報の提供を収集運搬業者に求めることが望ましい。
 * については、別途文書で通知も可能である。

さらに、委託契約書には、収集運搬業者及び処分業者の委託契約書の写しを添付しなければならない。

- (3) 排出事業者は、処理業の許可を要しない以下の業者に処理委託する場合であっても、廃棄物処理法に定める委託基準を遵守しなければならない。
 古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の再生専門業者に委託する場合
 都道府県知事等が再生利用指定を行った業者に当該廃棄物の再生を委託する場合（再生利用指定には一般指定、個別指定がある。9章参照）
 広域的に再生利用することが適当であるとして環境大臣の指定を受けた製造事業者等に当該廃棄物の再生を委託する場合
 一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合しているとして、環境大臣の認定を受けた者に当該廃棄物の再生を委託する場合（河川法第6条第2項に規定する高規格堤防の築堤材として使用する建設汚泥。9章参照）
- (4) 委託を受けた処理業者は、産業廃棄物の処理を他人に再委託してはならない。ただし、排出事業者が書面により承諾した場合に限り、再委託することができる。この場合、再委託しようとする処理業者は、排出事業者に対して再委託者の氏名又は名称及び当該再委託が委託基準に適合する旨を明らかにし、排出事業者の書面による承諾を受けなければならない。
- (5) マニフェスト制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に対してマニフェストを交付し、処理終了後に処理業者からその旨を記載した写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度である。

以下に、マニフェストの運用例（7枚複写のマニフェスト）を示す。



排出事業者は、7枚複写のマニフェストに必要事項を記入し、署名した後、廃棄物とともに収集運搬業者に7枚とも手渡す。

収集運搬業者は、マニフェストに署名し、7枚のうちA票を排出事業者に返す。

排出事業者は、A票を保管する。

収集運搬業者は、運搬を行った者の氏名・運搬を終了した年月日等を記載し、B1票からE票までの6枚を廃棄物とともに処分業者に手渡す。

処分業者は6枚に受領済印を押印し、B1、B2票を収集運搬業者に返す。

収集運搬業者は、B1票を保管する。

収集運搬業者は、B2票を10日以内に排出事業者に返す。排出事業者は、B2票を受け取った日をA票及びB2票の「写し受領日・収集運搬」欄に記入する。

処分業者は、処分終了後、処分を行った者の氏名・処分を終了した年月日を記載の上、処分終了印を押印し、C1票を保管、C2票を10日以内に収集運搬業者に返送する。

収集運搬業者は、B1票と返却されたC2票の照合により、委託された廃棄物が適正に処理されたことを確認する。

処分業者は、D票を10日以内に排出事業者に返送する。

処分業者は、中間処理後の廃棄物の最終処分が完了した旨のマニフェストの写しが返送された後、最終処分を終了した年月日・最終処分を行った場所を記載の上、E票を10日以内に排出事業者に返送する。

排出事業者は、A票と返却されたB2票、D票、E票の照合により、委託した廃棄物が適正に処理されたことを確認し、検印を押印する。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者は、それぞれA票・B2票・D票・E票、C2票、C1票を5年間保管する。

万一、マニフェスト交付日から90日（当該マニフェストが特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日）以内にB2票又はD票が、180日以内にE票が、排出事業者の元に返送されない場合は、排出事業者は速やかに委託した廃棄物の処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに「措置内容等報告書」を関係都道府県知事等に提出する。

- (6) 電子マニフェストとは、マニフェストに代えて、電子情報処理組織（情報処理センターのホストコンピュータと排出事業者、収集運搬業者、処分業者のパーソナルコンピュータとを電話回線で接続したコンピュータ・ネットワーク）を使用して、収集運搬業者から運搬が終了したことや、処分業者から処分が終了したことの報告を受けて、管理を行うものである。

```

graph TD
    非出事業者[非出事業者]
    収集運搬業者[収集運搬業者]
    処分業者[処分業者]
    情報処理センター[情報処理センター  
■ マニフェスト情報の保管・管理  
■ 都道府県・政令市への報告]
    都道府県[都道府県・政令市]
    電話回線[電話回線]

    非出事業者 -- ⑥ --> 情報処理センター
    非出事業者 -- ⑦ --> 電話回線
    非出事業者 -- ⑧ --> 処分業者
    収集運搬業者 -- ③ --> 電話回線
    収集運搬業者 -- ④ --> 処分業者
    処分業者 -- ② --> 情報処理センター
    処分業者 -- ⑤ --> 電話回線
    電話回線 -- ① --> 情報処理センター
    電話回線 -- ③ --> 収集運搬業者
    電話回線 -- ④ --> 処分業者
    電話回線 -- ⑤ --> 処分業者
    電話回線 -- ⑥ --> 非出事業者
    電話回線 -- ⑦ --> 非出事業者
    電話回線 -- ⑧ --> 処分業者
    情報処理センター --> 都道府県
  
```

図 1 関係機関間の情報連携の概要図

関係機関間の情報連携の概要図は、情報処理センター、収集運搬業者、処分業者、非出事業者の間の情報連携の流れを示しています。情報処理センターは、収集運搬業者（③）、処分業者（④）、非出事業者（⑥）と双方向の連携を行います。収集運搬業者は、情報処理センター（①）と処分業者（⑤）と連携します。処分業者は、情報処理センター（②）と非出事業者（⑧）と連携します。非出事業者は、情報処理センター（⑦）と収集運搬業者（④）と連携します。情報処理センターは、都道府県・政令市へ情報を報告します。

引き渡しから90日（当該登録が特別管理産業廃棄物に係るものである場合にあっては60日）以内に運搬又は処分の終了報告が、180日以内に最終処分の終了報告がなされない場合、センターから排出事業者者に期限切れ情報が通知される。これを受けて排出事業者は、速やかに委託した廃棄物の処理状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、「措置内容等報告書」を関係都道府県知事等に提出する。

特別管理産業廃棄物の排出事業者は、4.1の規定によるほか、次の事項を遵守しなければならない。
特別管理産業廃棄物の排出事業者は、事業場（原則として作業所）ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければならない。
排出事業者は、事業場（原則として作業所）ごとに帳簿を備え5年間保存しなければならない。

特別管理産業廃棄物
管理責任者の設置
↓
(処理委託業者の確認)
委託業者への事前通知
↓
(委託契約の締結)
↓
帳簿の記載
↓
帳簿の5年保管

特別管理産業廃棄物を委託処理する場合の標準フローは、自己処理の場合でも必要な手続き（ ）は、産業廃棄物と同じ

- (2) 特別管理産業廃棄物の排出事業者は、事業場（原則として作業所）ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。特別管理産業廃棄物管理責任者は、大学等の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者など一定の資格を有する者でなければならない。
- (3) 特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者に委託しなければならない。特別管理産業廃棄物の処理業許可は、産業廃棄物の処理業許可とは別に取得すべきものであるため、特に留意しなければならない。この際、許可証の提示を求めること等により、4.1(解説)(1)と同様の事項を確認しなければならない。
- (4) 排出事業者は、特別管理産業廃棄物の処理を委託しようとする処理業者に対し、あらかじめ、以下の事項を書面で通知しなければならない。
 廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
 廃棄物を取り扱う際の注意すべき事項
- (5) 排出事業者は、委託契約にあたっては、4.1(解説)(2)によらなければならない。また、委託を受けた処理業者がやむを得ず再委託を行う場合は、4.1(解説)(4)によらなければならない。
- (6) 排出事業者は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場（原則として作業所）ごとに帳簿を備え、廃棄物の種類ごとに毎月末までに前月中における必要事項を記載しなければならない。この帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。なお、自己処理を行う場合であっても、同様に保存しなければならない。

5. 発生の抑制

発注者、元請業者は、建設廃棄物の発生の抑制を図るため、企画設計段階、施工計画段階、施工段階において工法・資材の検討等に努める必要がある。また、建設廃棄物の発生抑制に資する各種の工法等の技術開発に努めることが重要である。

(解説)

廃棄物の最終処分場の受入れ容量には限界があるため、廃棄物を発生させない工夫が必要となる。そのような視点から、建設廃棄物の発生の抑制は、設計・施工の計画時に十分検討することが必要であり、そのためには発注者、元請業者は、下請業者、建設資材の製造事業者等と打ち合わせを十分に行い、了解を取りながら進める必要がある。

表5-1に、建設廃棄物の発生抑制の具体的方策(例)を掲げる。建物規模、建築種別によって採用する工法、資材等が異なるが、発生抑制の検討に当たり参考とされたい。

また、ここに掲げた以外にも、発生抑制に資する各種工法の技術開発、建設する工作物が、将来、廃棄物となることを想定し解体時において廃棄物としての発生量が少なくなるような工法の開発等に努めることが重要である。

凡例 :主推進者 ○:推進者 :關係者

段 階	項 目	具 体 的 方 策	発 注 者	排 出 事 業 者	下 請 業 者	資 材 製 造 業 者
企画・設計	基準寸法の統一	①スパン・階高の統一 ●工業化が容易 ●型 枠→繰り返し使用・場外加工 ●鉄 筋→現場切断の減少 ●仕上材→場外加工 ②規格材の活用 ●く体・仕上げの規格材使用	○ ○	◎ ◎ ○ ◎	○ ○ ◎ △	△ ○ ○
	工業化工法の検討	①く体の工業化 ●部材のP C化 ●ハーフP C（G R C・薄肉P Cも含む）の採用 ●ハイブリット工法の採用 ●湧水フォームの採用→湧水ピットを止める ●鉄骨及び一部P C階段の採用 ●金属製カーテンウォールの採用 ●合成床の採用 ●断熱複合合材の採用 ●F R鋼の採用→耐火被覆の省略 ②仕上げの工業化 ●外装パネル化 ●乾式間仕切り（ノンスタッド構造）の採用 ●システム天井の採用 ●既成家具類・ユニット化製品の採用 ●既成木製品の採用	◎ △ ○ ◎ ◎ △ △ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ○	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ○ ◎ ◎ ○ ○ ◎ ◎ ◎ ◎	△ ○ ○ ○ △ △	○ △ ○ △ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	その他	①空調工事でグラスウールダクトの採用 ②再生材の使用	○ ○	◎ ◎		○ ○

一般廃棄物の分別

現場作業員の生活系廃棄物（生ごみ、新聞、雑誌等）は、直接工事から排出される廃棄物と分別すること。

安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別

建設工事に伴って生じた安定型産業廃棄物については、現場で、安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に分別排出し、埋立までの間に、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が付着混入しないようにしたものは、安定型最終処分場で処分することができる。

したがって、安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物が混合しないよう、分別を徹底しなければならない。

中間処理に適合した品目の分別

破碎・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別しなければならない。

その他の分別

ボンベ等の危険物や有機溶剤等は他の廃棄物と区分し、取扱いには十分注意すること。

（３）分別の実施

分別計画

イ．排出事業者は、あらかじめ、分別計画を作成するとともに、下請業者や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図ること。

ロ．処理施設の受け入れ条件を十分検討し、条件に応じた分別計画を立てること。

ハ．工事の進捗によって排出される廃棄物の種類が違うので、工程に見合った分別計画を立てること。

ニ．敷地条件により、廃棄物の集積場を設置するかどうか、集積場までの運搬はどうするか、具体的に計画を立てること。

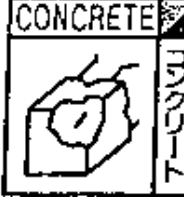
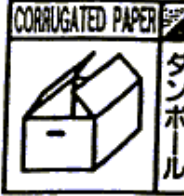
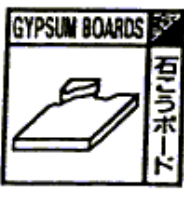
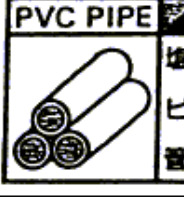
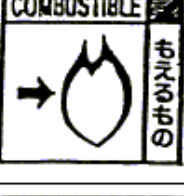
分別表示

廃棄物集積場や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違わずに分別できるようにすること。参考として、表 6 - 1 に建設廃棄物の分別表示と品目の例を示す。

分別容器

分別品目ごとに容器（小型ボックス、コンテナ等）を設け、分別表示板を取付けること。また、運搬時点では分別したものが混合しないよう注意し、運搬すること。

表 6 - 1 建設廃棄物の分別表示と品目（例）

 WOOD 木くず	不要木製型枠材、不要造作・建具材、木製梱包材など	 CONCRETE コンクリート	コンクリート塊、モルタルくずなど
 METAL 金属くず	鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど	 CORRUGATED PAPER ダンボール	ダンボール
 GYPSUM BOARDS 石膏ボード	石膏ボード	 ROCKWOOL BOARD ロックウール吸音板	ロックウール吸音板
 ELECTRIC WIRE 電線くず	電線くず	 PVC PIPE 塩ビ管	塩ビ管
 COMBUSTIBLE もえるもの	大工建具工事等の小片木くず、包装紙、壁紙、布きれ、ウェス、軍手など	 INCOMBUSTIBLE もえないもの	レンガくず、ガラスくず、グラスウール、ビニールシートなど
 GARBAGE 生ごみ	食事の残さなど	 FOAM STYROL 発泡スチロール	発泡スチロール

参考：建設副産物管理ガイドブック（平成10年5月）
（社）建築業協会

6.2 作業所（現場）内保管

排出事業者は、建設廃棄物を作業所（現場）内で保管する場合、廃棄物処理法に定める保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管すること。

（解説）

現場で分別したものは、早期に現場外へ排出することが望ましい。しかし、一時的に現場内で保管しなければならない場合には、周辺の生活環境の保全が十分確保できるよう、以下の項目に留意する必要がある。

建設廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法の基準に従わなければならない。

保管施設により保管すること。

飛散・流出しないようにし、粉塵防止や浸透防止等の対策をとること。

汚水が生ずる恐れがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等を設け、底面を不透水性の材料で覆うこと。

悪臭が発生しないようにすること。
 保管施設には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 周囲に囲いを設けること。なお廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとする。
 廃棄物の保管の場所である旨その他廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。掲示板は縦及び横それぞれ60cm以上とし、保管の場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先、廃棄物の種類、積み上げることが出来る高さ等を記載すること。
 屋外で容器に入れずに保管する場合、廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下、廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下、2m以上内側は勾配50%以下とすること。
 このほか、建設廃棄物の保管にあたっては以下によること。
 可燃物の保管には消火設備を設けるなど火災時の対策を講ずること。
 作業員等の関係者に保管方法等を周知徹底すること。
 廃泥水等液状又は流動性を呈するものは、貯留槽で保管する。また、必要に応じ、流出事故を防止するための堤防等を設けること。
 がれき類は崩壊、流出等の防止措置を講ずるとともに、必要に応じ散水を行うなど粉塵防止措置を講ずること。

7. 収集運搬

7. 1 収集運搬

- (1) 排出事業者が建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、その搬出に立会うとともに、必要事項を記載したマニフェストの交付又は電子マニフェストによる必要事項の登録を行う。
- (2) 建設廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託契約に従い行わなければならない。

(解説)

- (1) 排出事業者が建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、その搬出に立会うとともに、必要事項を記載したマニフェストを交付する。また、マニフェストの交付に当たっては、必ず排出数量(重量、容量、容器の個数等)等の必要事項を記載すること。
 また、期限内に収集運搬が的確に行われたかどうか確認を行うこと。電子マニフェストを使用する場合も、同様に、その搬出に立会うとともに必要事項の登録を行うこと。
- (2) 建設廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法に定める収集運搬の基準に従って行うほか、次の事項に留意することが必要である。
 運搬車両は、建設廃棄物の種類に応じた構造のものを使用する。特に、建設汚泥の運搬には、蓋付箱型ダンプトラック等その性状に応じた車両を使用する。
 産業廃棄物収集運搬業者の運搬車両には許可証の写しを備え、関係者から求められた場合は提示する。
 車両のタイヤ及び車体に廃棄物を付着させたまま運搬しないよう必要に応じて洗車、清掃を行う。
 荷こぼれのないよう荷積み状況を確認し、運転中に飛散のおそれのないよう荷台をシート等で覆う。
 廃棄物の収集運搬については、道路交通法を遵守し、過積載を行ってはならない。
- (3) 排出事業者は、建設廃棄物の収集運搬を委託する場合には、4. 1 (2) の解説に示すとおり、収集運搬業者との委託契約書において必要事項を記載しなければならないこととされている。排出事業者として、委託契約書に必ず記載すべき事項以外にその運搬方法等について、例えば、収集運搬業者が同一車両で異なる作業所の廃棄物を運搬する場合において、車両に中仕切りを設ける等廃棄物が混合することがないような措置、あるいは、同一車両で異なる種類の廃棄物を運搬する場合において、種類ごとの容器に入れる等により廃棄物が混合しないような措置等、特に、収集運搬業者に指示すべき事項がある場合は、その旨を契約書に記載することが必要である。

7.2 積替・保管

(1) 排出事業者が廃棄物の積替・保管を行うに当たっては、廃棄物処理法に定める基準に従い適正に行うこと。

(2) 収集運搬業者が積替・保管を行う場合は、廃棄物処理法に定める処理基準及び委託契約に従うほか、以下によること。

廃棄物の性状を変える行為を原則として行ってはならない。

廃棄物を積替・保管施設へ搬入・搬出する都度、原則として計量を行う。

積替・保管施設から建設混合廃棄物を搬出する場合、排出事業者との委託契約書に基づき中間処理施設又は管理型最終処分場に運搬する。

積替・保管施設ごとに帳簿を備え、必要事項の記載・保存しなければならない。

(解 説)

(1) 積替・保管施設は、廃棄物処理法に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 収集運搬業者が積替・保管とは、収集運搬の一過程であり、輸送効率の向上を目的とする行為であり、中間処理ではない。

したがって、収集運搬業者が積替・保管施設において有価物の回収、利用を行うにあつては、排出事業者との委託契約書においてその旨を明らかにしておく等の手続きが必要である。

排出事業者と収集運搬業者の委託契約書の中に、収集運搬過程で回収する有価物の種類及び回収の実施について明記する。

収集運搬業者はマニフェストに回収した有価物の種類と回収量を記載する。電子マニフェストを使用する場合は、収集運搬業者は運搬終了報告時に有価物の種類と回収量を入力する。

(3) 収集運搬業者が積替・保管を行う場合は、原則として廃棄物の搬入・搬出の都度、計量を行う。

(4) 収集運搬業者が積替・保管施設から建設混合廃棄物を搬出する場合、排出事業者との委託契約書に基づき中間処理施設又は管理型最終処分場に運搬する。

(5) 排出事業者が安定型産業廃棄物の運搬を委託する場合には、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項についても委託契約書に記載しなければならない。なお、排出事業者は、積替・保管場所において廃棄物の種類ごと、あるいは他の排出事業者の廃棄物と混合しないように区分して保管させる等、特に、指示すべき事項がある場合には、その旨を委託契約書に記載する必要がある。

(6) 積替・保管を行う収集運搬業者は、積替・保管施設ごとに帳簿を備え、排出事業者名、作業所(現場)名、産業廃棄物の種類、搬入年月日、搬入量、回収した有価物の種類及び回収量、搬出年月日、搬出量、搬出車両、搬出先等を記録し5年間保存しなければならない。

(7) 排出事業者が作業所(現場)から建設廃棄物を運搬し、作業所(現場)以外の場所で保管する行為は、運搬に伴う保管であり、積替えのための保管基準が適用される。

8. 中間処理(再生を含む。)

8.1 基本的事項

(1) 排出事業者は、建設廃棄物の再生利用、減量化及び安定化等のために極力中間処理を行うように努める。

(2) 排出事業者は、廃棄物を中間処理の内容に適合するように、作業所内で分別しなければならない。やむを得ず建設混合廃棄物として排出する場合は、選別設備を有する中間処理施設又は管理型最終処分場において処理を行うものとする。

(3) 中間処理を行う場合には、飛散・流出防止対策を講じる等廃棄物処理法に定められた基準に従って行わなければならない。

(4) 中間処理施設への受け入れに当たっては、廃棄物の計量を行う。

(解 説)

(1) 中間処理とは次の目的のために行う処理をいう。

原材料として利用するための破碎、溶融等の処理(再生)

減量・減容化のために行う焼却、破碎等の処理

安定化、無害化のために行う中和、溶解等の処理

埋立処分するための前処理として行う破碎、脱水等の処理

建設廃棄物の処理に当たっては、直接埋立処分するのではなく、再生利用、減量化等のために中間処理をすることが望ましい。

また、埋立処分する場合で、埋立処分基準に適合していないものは、必ず、中間処理しなければならない。

どのような中間処理をするかは、受入れ施設の条件、作業所の状況等を考慮して選定することが必要であるが、まず、再生利用、減量化について可能性を検討することが重要である。

- (2) 中間処理施設においては、その設置の許可において廃棄物の種類を限定し中間処理の許可が与えられている。そのため、排出事業者が中間処理を委託する場合には、その許可の範囲に適合するように廃棄物を分別することが原則となる。

しかし、作業所内で分別することが困難でやむを得ず建設混合廃棄物として排出する場合には、破碎・焼却等の中間処理に当たり、あらかじめ選別設備において選別し、再生利用、減量化に努める必要がある。

- (3) 中間処理施設においては、マニフェストあるいは電子マニフェストとの整合、処理能力に見合った処理等中間処理施設の維持管理のため、廃棄物の受け入れの都度、廃棄物の種類ごとに計量を行う。

8.2 中間処理施設

- (1) 中間処理施設の設置に当たっては都道府県知事等の許可を得るとともに、廃棄物処理法に定める基準に基づき、当該中間処理施設を設置し維持管理基準及び維持管理計画に従い維持管理しなければならない。

- (2) 廃棄物処理法の許可対象とならない中間処理施設等の設置に当たっても、適正処理の観点から、廃棄物処理法に定める技術上の基準を遵守すること。

- (3) 中間処理施設を設置する者は、その他の関係法令に定められている基準に従わなければならない。

- (4) 廃棄物処理法の許可対象となる焼却施設の設置者は、維持管理状況を記録し、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければならない。

(解 説)

(1) 設置許可を要する中間処理施設の設置

建設廃棄物の中間処理施設のうち、表8-2に該当するものの設置に当たっては、廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要であり、図8-1の手続きをしなければならない。

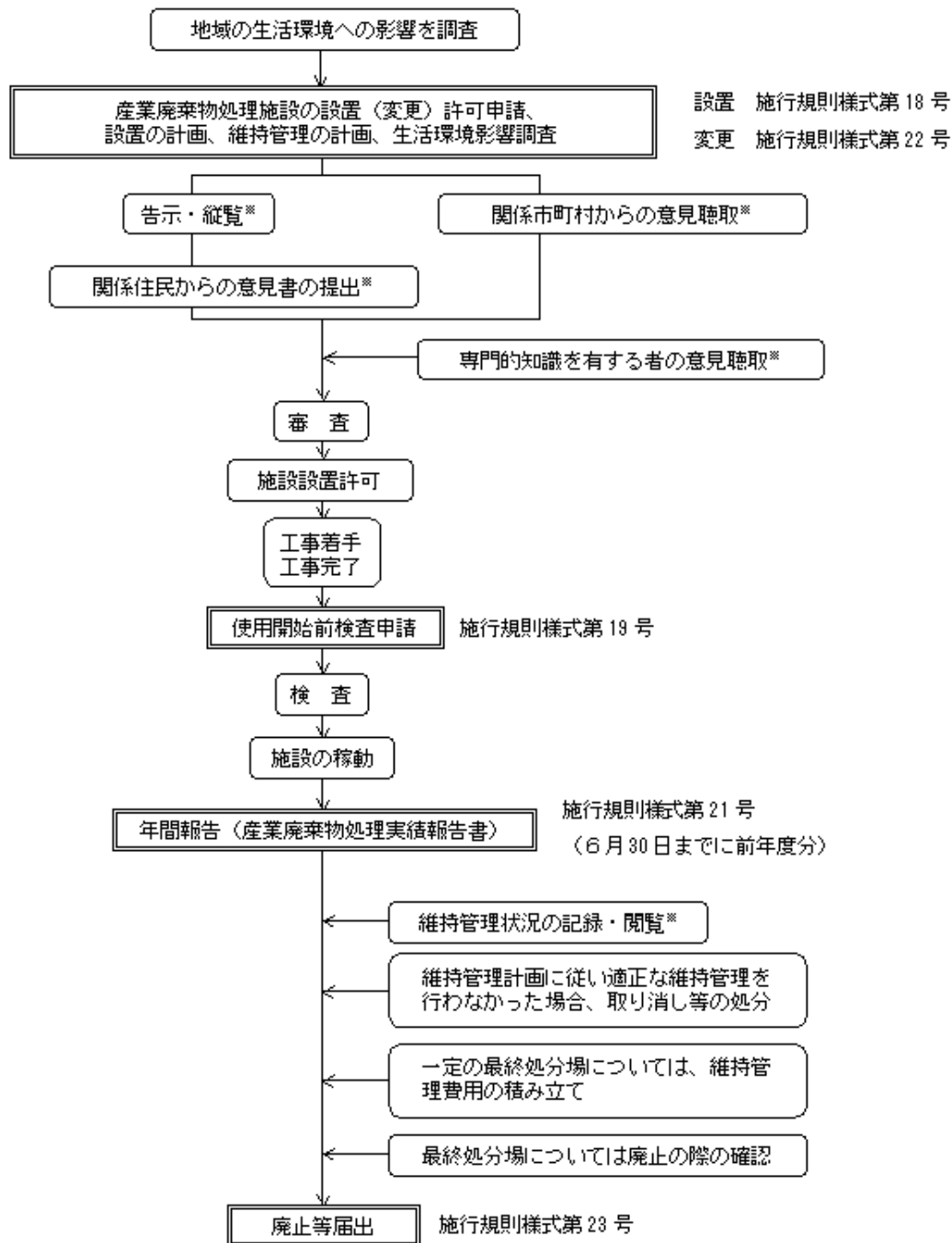
表8-2 施設設置に当たり許可を要する産業廃棄物処理施設（中間処理）抜粋
(法第15条第1項 施行令第7条)

処理施設名	規模	備考
汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの。	
汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの。	○天日乾燥にあつては100m ³ /日を超えるもの。
廃油の焼却施設	処理能力1m ³ /日を超えるもの、200kg/時間以上又は火格子面積2㎡以上。	○廃油であつてPCB汚染物であるものを除く。
廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの。	
廃プラスチック類の焼却施設	処理能力100kg/日を超えるもの又は火格子面積2㎡以上。	○廃プラスチック類であつてPCB汚染物であるものを除く。
その他木くず等の焼却施設	処理能力200kg/時間を超えるもの又は火格子面積2㎡以上。	○汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃PCB等、PCB汚染物またはPCB処理物の焼却施設は除く。
木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの。	

注1) 産業廃棄物処理施設の処理能力とは、当該施設に投入される前の時点における産業廃棄物の量である。

2) 1日当たりの処理能力とは、産業廃棄物処理施設が1日24時間稼働の場合にあつては、24時間の定格標準能力を意味し、それ以外の場合は実稼働時間における定格標準能力を意味する。ただし実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。

- 3) 2種類以上の産業廃棄物を同時または別々に焼却する場合は、それぞれの産業廃棄物を単独に処理した場合の公称能力でとらえる。
- 4) 「木くず又はがれき類の破砕施設」については、当分の間、移動式がれき類等破砕施設を設置しようとする者（事業者に限る。）は、許可を受けることを要しない。



注) については、最終処分場及び焼却施設の場合であり、その他の施設では不要。

図 8 - 1 施設設置に関する必要な手続き

(2) 生活環境影響調査

表 8 - 2 に該当する施設の設置に当たっては、廃棄物処理法に定める生活環境影響調査を実施し、その結果を許可申請書に添付しなければならない。

調査を行う事項は、当該施設の稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項であり、施設の種類及び規模並びに処理される廃棄物の種類及び性状を勘案して必要な調査事項を選定することが必要である。

(3) 中間処理施設の構造及び維持管理

表8-2に該当する施設の設置に当たっては、廃棄物処理法に定める構造基準及び設置者が自ら定めた設置に関する計画に適合していなければならない。

また、施設の維持管理にあたっては、廃棄物処理法に定める維持管理基準及び設置者が自ら定めた維持管理に関する計画に従って行わなければならない。

なお、それ以外の施設の設置及び維持管理に当たっても、適正処理の観点から同様の基準を遵守すること。

(4) 中間処理施設の設置に係る諸法令

中間処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法以外にも、以下に示すように大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等の関係法令に定められた基準に従わなければならない。これらの規制については、条例による上乘せ等がある場合もあるので、十分な事前検討が必要である。

脱水施設 水質汚濁防止法、下水道法、河川法

悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法

焼却施設 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、消防法

騒音規制法、建築基準法

破碎施設 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法

(5) 記録・閲覧

表8-2に該当する焼却施設の設置者は、廃棄物処理法に基づき、施設の維持管理状況を記録し、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければならない。

8.3 選別設備

(1) 建設廃棄物のうち、一定の基準を満足するまで、選別設備で選別された安定型産業廃棄物については、安定型最終処分場で処分することができる。

(2) 選別設備は、以下の機能に対し、十分な能力を有していることが望ましい。

再生可能なものを選別する機能。

建設混合廃棄物を安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別する機能。

後工程の処理に適合するように選別する機能。

(3) 選別設備は、原則として各種の選別機械、コンベア、破碎機等を組み合わせた一連のシステムとして構成されるものとする。

(解 説)

(1) 建設廃棄物を選別設備で選別した結果、熱しゃく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物を、埋立までの間に、紙くず、木くず、繊維くず等安定型廃棄物以外の廃棄物が付着混入することがないようにした場合に限り、当該選別物は安定型最終処分場で処分することができる。

選別しても、安定型産業廃棄物に該当しないものは、管理型最終処分場で処分すること。

(2) 選別設備は、その目的に応じ以下の機能に対して、十分な能力を有していることが必要である。

建設混合廃棄物はコンクリート破片や金属くずといった再生し資源化できるものを多く含んでおり、これらのリサイクルを進めるためにはリサイクルすることが可能なものを選別する機能

建設混合廃棄物には安定型産業廃棄物以外に木くずなどの廃棄物が混入しており、安定型最終処分場に処分するために、熱しゃく減量を5%以下とした安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物に選別する機能

建設混合廃棄物は可燃物と不燃物が混合しており、これを焼却するためには、可燃物だけを選別する必要があり、後工程の処理に適合するように選別する機能

(3) 人手による選別は、選別手段の一つではあるが、そのみで建設混合廃棄物全体に対する選別能力を有しているとはいえない。したがって、選別設備として中間処理に位置付けられるためには、各種の選別機(ふるい、風力、磁力、電気等)、コンベア、破碎機等が組み合わされた施設で、人手による選別が補助的に行われている施設でなければならない。

図 8 - 2 に選別設備の設備システムの例を示す。

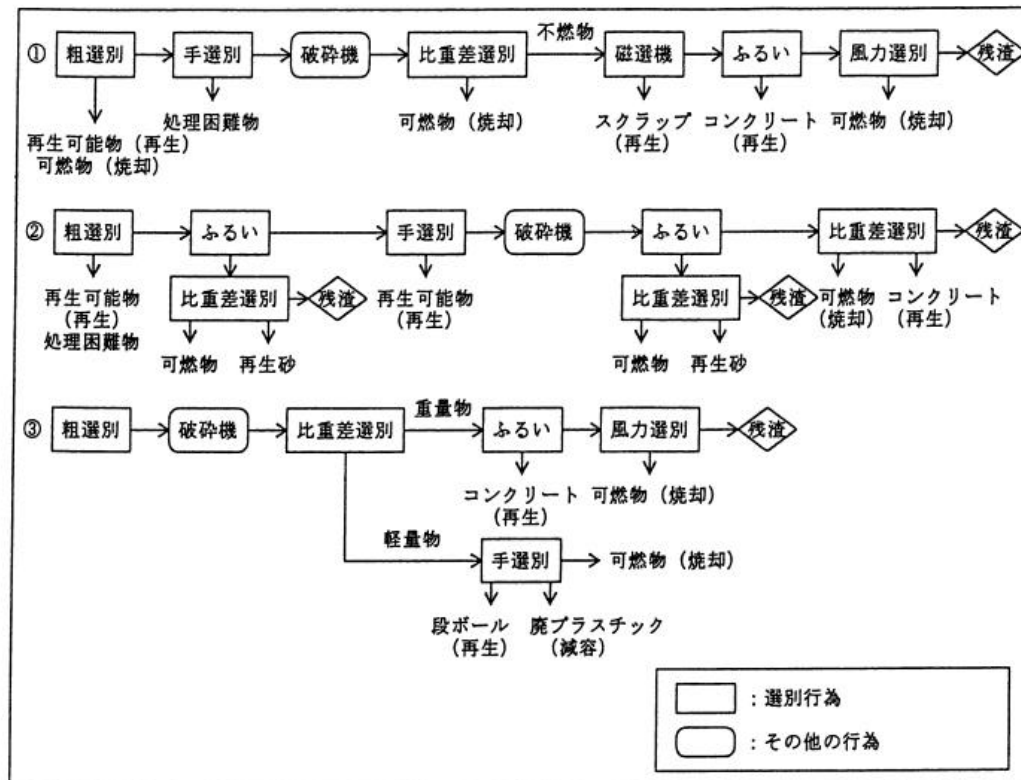


図 8 - 2 選別設備のシステム (例)

図 8 - 2 選抜設備のシステム (例)

- (4) 選別設備の構造は、廃棄物処理法に定める技術上の基準の共通基準に適合しているほか、次による必要がある。
- 破砕、篩い分けによって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。
 - 選別したものが混合しないよう、選別した廃棄物ごとの保管場所が設けられていること。
- (5) 選別設備の維持管理は、廃棄物処理法に定める維持管理の技術上の共通基準に適合しているほか、次による必要がある。
- 破砕、篩い分けによって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

9. 再生利用

- (1) 元請業者及び発注者は、建設廃棄物の減量化・資源化を図るため、建設廃棄物の再生利用に努める。

発生する廃棄物を有償売却できる性状のものとし、売却あるいは自ら利用に努める。

再生処理を行っている者に委託する。

必要に応じ、再生利用認定制度、再生利用指定制度を活用する。

新規工事等においては、他で販売されている再生骨材等を積極的に利用する。

- (2) 再生利用に当たっては、利用用途に応じた品質を確保するとともに、生活環境の保全上支障が生じないようにしなければならない。

(解 説)

(1) 自ら利用

「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することを行い、他人に有償で売却できないものを排出事業者が使用することは「自ら利用」に該当しない。

なお、有償売却できる性状のものは、利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものという。建設汚泥及びがれき類の自ら利用に当たっては、その利用用途に応じた適切な品質を有していることが必要である。

(2) 有償売却

廃棄物を破碎や選別等の処理を行い、有価物として、他の排出事業者の現場等で再生利用が出来るようにする必要がある。

当然のことながら、形式的、脱法的な有償売却は、廃棄物の処理として取り扱われるものであること。

(3) 再生資材の利用

元請業者及び発注者は、他の排出事業者から排出された廃棄物で破碎や選別等の処理により再生された骨材等の利用に積極的に努めることが必要である。

(4) 廃棄物の再生利用認定制度の活用（法第15条の4の2）

再生利用認定制度とは、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度で、認定を受けた者については処理業及び施設設置の許可を不要とすることにより、再生利用を容易に行えるようにするものである。

認定の対象はそれ自体が生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定され、平成9年12月26日付けの厚生省告示で、河川法第6条第2項に規定する高規格堤防（以下「高規格堤防」という。）の築堤材として使用する建設汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。）が認定の対象となっている。

(5) 廃棄物の再生利用指定制度の活用（規則第9条第2号、第10条の3第2号）

再生利用指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を容易に行えるようにするものである。

再生利用指定制度には、個別指定と一般指定がある。

個別指定

指定を受けようとする者の申請を受け、都道府県知事等が再生利用に係わる産業廃棄物を特定した上で再生利用業者を指定する。再生利用業者には「再生輸送業者」と「再生活用業者」があり、建設工事において発注者、元請業者とも異なる他の工事から排出される建設廃棄物の再生活用を行おうとする場合は、利用しようとする発注者又は元請業者が再生活用業者となり得る。

一般指定

都道府県等が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定するもの。

(6) 廃棄物の広域再生利用指定制度の活用（規則第9条第3号、第10条の3第3号）

広域再生利用指定制度とは、物の製造、加工等を行う者がその販売地点までの広域的な運搬システム等を活用して、当該製品等が産業廃棄物となった場合にその再生利用を容易に行えるようにするための制度である。具体的には、広域的に処理をすることが適当であり、再生利用の目的となる産業廃棄物及びこれを適正に処理することが確実である者を環境大臣が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることによって再生利用を促進するものである。

建設廃棄物関係では、これまでに、新築工事の現場等から排出される石膏ボード、ロックウール及び軽量気泡コンクリート製品の廃材がこの指定を受けている。

(7) 建設汚泥を中間処理（焼成、固化、脱水、乾燥及びセメント・石灰等による安定処理等）し、その性状を改良したもの（以下「改良汚泥」という。）を、土質材料として利用する場合には有害物質が含まれてはならない。したがって、利用に先立ち、汚泥の再生利用認定に係る金属等の基準（平成9年12月26日厚生省告示第261号別表 参照）を満足していることが必要となる。また改良汚泥の利用にあたっては、生活環境の保全上支障が生じないよう品質、適用用途について十分検討を行うこと。

がれき類を再生資材として利用する場合は、有害物質の付着や含有がないことを確認する必要がある。またその利用にあたっては、生活環境の保全上支障が生じないよう品質、適用用途について十分検討すること。

(8) 建設廃棄物の再生利用を促進するため、発注者と排出事業者は十分協議すること。

10．最終処分

10．1 基本的事項

- (1) 建設廃棄物は、廃棄物処理法に定める処分の基準に従い、廃棄物の種類に応じて適正に埋立処分しなければならない。
- (2) 最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の 3 種類がある。
- (3) 最終処分場への搬入に当たっては、廃棄物の計量を行う。
- (4) 建設混合廃棄物を埋立処分する場合は、管理型最終処分場に埋立処分しなければならない。
- (5) 建設廃棄物の海洋投入処分は行ってはならない。ただし、判定基準を満足する建設汚泥についてはこの限りではない。

(解 説)

- (1) 排出事業者は、建設廃棄物の最終処分を処理計画に基づき適正に行わなければならない。また、最終処分場の設置者は、廃棄物処理法で定める処分基準に従って建設廃棄物を埋立処分しなければならない。特に、安定型最終処分場には、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着、混入するおそれがないように十分な検査及び監視を行わなければならない。また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物は、地中にある空間を利用した埋立処分を行ってはならない。

表10 - 1 最終処分場の種類

処分場の形式	処分される廃棄物の種類	許可が必要な規模
安 定 型 最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず（鉛製の管及び板、鉛蓄電池の電極、廃プリント配線板、廃石膏ボード、廃ブラウン管、有機質等が付着した容器包装を除く。）であり、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着、混入していないもの	すべて
管 理 型 最終処分場	廃油（タールピッチ類に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、判定基準を超えないが有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥等特別管理産業廃棄物（梱包した廃石綿等（飛散性アスベスト）等）	すべて
遮 断 型 最終処分場	特別管理産業廃棄物（燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい等）判定基準を超える有害物質を含む燃え殻、ばいじん、汚泥等	すべて

- (2) 最終処分場への搬入に当たっては、排出事業者から受託した量を確認するため、廃棄物の計量を行う。
- (3) 海洋投入処分も最終処分の方法であるが、判定基準を満足する建設汚泥を除き建設廃棄物の海洋投入処分は禁止されている。
ただし、廃棄物処理法では埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には海洋投入処分を行わないこととされており、建設汚泥についても、極力海洋投入処分を行わないようにすること。

10．2 最終処分場

- (1) 最終処分場の設置に当たっては都道府県知事等の許可を得るとともに、廃棄物処理法に定める基準に基づき、当該施設を設置し維持管理基準及び維持管理計画に従い維持管理しなければならない。
- (2) 最終処分場の設置者は、あらかじめ埋立管理計画を作成し、これに基づき最終処分場を管理運営すること。
- (3) 最終処分場の設置者は、維持管理状況を記録し、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければならない。
- (4) 最終処分場の廃止の際には、都道府県知事等の確認を受けなければならない。

(解 説)

- (1) 最終処分場の設置
最終処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要であり、図 8 - 1 の手続きをしなければならない。また、廃棄物処理法以外にも関係法令（表10 - 2 参照）のうち該当するものについては、諸手続きをしなければならない。

- (2) 生活環境影響調査
最終処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法に定める生活環境影響調査を実施し、その結果を許可申請書に添付しなければならない。
調査を行う事項は、最終処分場の稼働並びに最終処分場への廃棄物の搬入等に伴って生じると考えられる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項であり、最終処分場の規模並びに処理される廃棄物の種類及び性状を勘案して必要な調査事項を選定することが必要である。
- (3) 最終処分場の構造、維持管理
最終処分場の設置に当たっては、廃棄物処理法に定める構造基準及び設置者が自ら定めた設置に関する計画に従わなければならない。また、最終処分場の維持管理に当たっては、廃棄物処理法に定める維持管理基準及び設置者が自ら定めた維持管理に関する計画に従うとともに、あらかじめ埋立管理計画を作成しこれに基づき維持管理を行うこと。
- (4) 記録・閲覧
最終処分場の設置者は、廃棄物処理法に基づき、施設の維持管理状況を記録し、地域住民等の生活環境の保全上利害関係を有する者の閲覧の求めに応じなければならない。

表10 - 2 関係法令等

	陸上埋立の場合
土地 利用 計画 画面	・都市計画法 ・文化財保護法 ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・生産緑地法 ・建築基準法 ・土地区画整理法
自然 環境 保全 画面	・自然公園法 ・都市緑地保全法 ・鳥獣保護狩猟に関する法律 ・森林法 ・○○圏近郊緑地保全法 ・都市公園法 ・自然環境保全法 ・農用地の土壌の汚染の防止に関する法律 ・環境影響評価法
防 災 画面	・河川法 ・水源地域対策特別措置法 ・地すべり防止法 ・砂防法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・宅地造成等規制法

- (5) 維持管理積立金
管理型最終処分場の設置者は、廃棄物処理法に基づき、埋立終了後の維持管理を適切に行うため、あらかじめ最終処分場の維持管理費用を積み立てなければならない。
(平成10年 6月17日以降に埋立を開始した管理型最終処分場に適用される。)
- (6) 最終処分場の廃止
最終処分場を廃止する場合は、廃棄物処理法に定める廃止基準に適合していることについて、都道府県知事等の確認を受けなければならない。